

千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、労働者が子育てをしながら働きやすい職場環境の整備を支援するため、事業主が新たに整備する事業所内保育所に必要な備品の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業主

企業主導型保育事業の実施者及び地域型保育事業に係る事業所内保育事業の実施者

二 事業所内保育所

企業主導型保育事業により助成を受ける保育施設及び地域型保育事業に係る事業所内保育

三 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付け府子本第370号・雇
児発0427第2号。以下「実施要綱」という。）第2の1. に定める保育事業

四 地域型保育事業

子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助は、次の各号のいずれかに該当する事業所内保育所を整備する事業主に対して行うものとする。

一 県内に保育施設を設置する者で、企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）

第2の4. による企業主導型保育事業（整備費）の助成の決定を受けていること、又は助成要領第1の4. による企業主導型保育事業（運営費）（ただし、助成要領第1の2.（3）⑬改修支援加算（以下「改修支援加算」という。）を含むものに限る。）の助成決定に係る内示により、助成の決定を受ける見込みがあること。

この場合において、実施要綱第3の4.（2）により、共同利用を実施する場合には、県内に事務所又は事業所を有する事業主と契約を締結すること。

二 県内において地域型保育事業にかかる事業所内保育事業の認可を受ける見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者であること。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者であること。

五 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者であること。

六 県税に未納があること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、前条に定める補助事業者が整備する事業所内保育所に必要な備品の整備（単価1万円未満のものを除く。）とする。具体例は次のとおりである。

- 一 事故防止等に資する備品の整備
- 二 保育室において使用する室内遊具の整備
- 三 保育活動に必要な備品の整備

(補助対象経費等)

第5条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費、補助率、補助限度額等は、次表に定めるとおりとし、令和3年3月31日までに補助事業者が整備を完了し、かつ、整備費用を支払ったものとする。

ただし、算定された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
第4条に定める整備に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の割合	1施設あたり 1,000千円	1施設につき、1回の補助とする。

(申請)

第6条 規則第3条の規定により交付の申請をしようとするときは、千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象施設の開設予定日の原則として3か月前までに、知事に提出しなければならない。

一 第3条第1項第一号による申請の場合は次の書類

ア 公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に提出した企業主導型保育事業(整備費)助成申込書又は企業主導型保育事業(運営費)助成申込書(ただし、改修支援加算を含むものに限る。)及び知事が必要と認める添付書類の写し

イ 協会から通知を受けた企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書又は企業主導型保育事業(運営費)の助成決定に係る内示通知書(ただし、改修支援加算を含むものに限る。)の写し

二 第3条第1項第二号による申請の場合は、市町村長に提出した地域型保育事業認可申請書又はそれに準ずる書類の写し

三 事業計画書

四 購入予定の備品の規格、品目、単価、数量等がわかる資料

五 その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

一 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- 五 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 七 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 八 第一号から第七号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 九 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更の承認）

- 第8条 事業主は、前条第一号又は第二号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により変更交付申請を行う場合には、千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後30日以内又は令和3年4月9日のいずれか早い日までに、千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、補助金の交付を適正に執行するため、前条に定める報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 補助金の第4条に定める事業以外の用途への使用、並びに、その他補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反をしたとき。
 - 三 企業主導型保育事業（運営費）（ただし、改修支援加算を含むものに限る。）の助成決定に係る内示を受けた後に、不採択となったとき。
 - 四 企業主導型保育事業（整備費）又は企業主導型保育事業（運営費）（ただし、改修支援加算を含むものに限る。）の助成決定の取り消しが行われたとき。
 - 五 地域型保育事業に係る事業所内保育事業の認可を受けられなかったとき。
 - 六 交付決定日の翌日から起算して1年以内に、補助対象となった事業所内保育所を開所しなかったとき。（補助事業者から書面による申し出があった場合において、交付決定日の翌日から起算して1年以内に事業所内保育所を開所しなかったことにつき、やむを得ないと知事が認めた場合を除く。）
- 2 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項第1号から第3号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(関係帳簿等の調査)

第13条 知事が必要と認めた場合は、補助事業者に対し、報告及び関係帳簿・書類等の提出を求め、調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金について適用する。

2 この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金について適用する。

千葉県知事 様

所在地
申請者 事業者名
代表者職・名 印
電話番号

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付申請書

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 補助事業の内容

別紙1「事業所内保育所整備促進事業計画書」のとおり

3 添付書類

(1) 千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第一号による申請の場合

ア 公益財団法人児童育成協会に提出した企業主導型保育事業（整備費）助成申込書又は企業主導型保育事業（運営費）助成申込書（ただし、改修支援加算を含むものに限る。）及び知事が必要と認める添付書類の写し

イ 公益財団法人児童育成協会から通知を受けた企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書又は企業主導型保育事業（運営費）の助成決定に係る内示通知書（ただし、改修支援加算を含むものに限る。）の写し

(2) 千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第二号による申請の場合

市町村長に提出した地域型保育事業に係る事業所内保育事業認可申請書又はそれに準ずる書類の写し

(3) 誓約書（別紙2）

(4) 役員等名簿（別紙3）

(5) 県税事務所長が発行する千葉県税の納税証明書（全ての県税について未納がないことを証明するもので、申請から2週間前の日以降に発行されたものに限る。）

(6) その他知事が必要と認める書類

千葉県知事 様

申請者 所在地
事業者名
代表者職・名 印
電話番号

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認
申請書

令和 年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり変更（中止、廃止）をしたいので承認を受けたく、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容 _____

事業の内容	変更前	変更後

2 変更（中止、廃止）の理由

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
事業者名
代表者職・名 印
電話番号

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金について、次のとおり変更し、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 _____ 円
- 2 当初交付決定額 金 _____ 円
- 3 差引増（減）額 金 _____ 円

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

事業者名

代表者職・名

印

電話番号

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金に係る補助事業が完了（廃止）したため、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 精算額 金 円

2 精算額の内訳

別紙「事業所内保育所整備促進事業精算書」のとおり

添付書類

- （1）歳入歳出（収入支出）決算（見込み）書抄本または資金収支決算（見込み）書（補助事業に係るもの）
- （2）その他参考となる書類（写真等）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

事業者名

代表者職・名

印

電話番号

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名・支店名	預金種別・口座番号	フリガナ 口座名義

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業計画書

事業者名 _____

施設名 _____

開所予定日 _____

事業内容	購入物品等			設置者の総事業費 (補助対象経費) (A)	補助金額 (B) = (A) × 3/4	交付申請額
	品名・規格	単価 (税込み)	数量			
事業所内保育 所で使用する 備品整備		円		円	円	千円
		円		円		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
合計				円	円	千円

購入予定時期 _____

※交付申請額は、補助金額と補助限度額 1,000 千円を比較して低い方の額を記入すること。(千円未満は切り捨てとすること。)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

事業者名

代表者職・名

印

電話番号

誓約書

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県事業所内保育所整備促進事業費補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、要綱第3条第2項第一号から第三号に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別紙3 (様式第1号関係)

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本県補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

令和 年度千葉県事業所内保育所整備促進事業精算書

事業者名 _____

施設名 _____

開所（予定）日 _____

事業内容	購入物品等			設置者の総事業費 (補助対象経費) (A)	補助金額 (B) = (A) × 3/4	精算額
	品名・規格	単価 (税込み)	数量			
事業所内保育 所で使用する 備品整備		円		円	円	千円
		円		円		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
合計				円	円	千円

購入時期 _____

※精算額は、補助金額と補助限度額 1,000 千円を比較して低い方の額を記入すること。（千円未満は切り捨てとすること。）